

橋本市都市計画マスタープラン

■ 概要版



平成 25 年 3 月

橋 本 市

都市計画マスタープランとは

■ 目的

現行の橋本市都市計画マスタープランは、旧橋本市において平成 16 年 12 月に策定及び公表を行い、これに基づきまちづくりを進めてきました。平成 18 年 3 月には、旧橋本市、旧高野口町の市町合併により新市が誕生し、平成 20 年 3 月に、橋本市長期総合計画の策定を行い、新市としての新たなまちづくりを推進しています。

一方、本市を取り巻く社会環境は、長引く地域経済の低迷や少子高齢化の進行、地方財政状況の悪化などにより、依然厳しい状況が続いています。こうした社会環境の変化に対応するため、いわゆるまちづくり三法の改正や景観緑三法の制定など、都市計画に関する制度も大幅な改正・拡充が進められています。

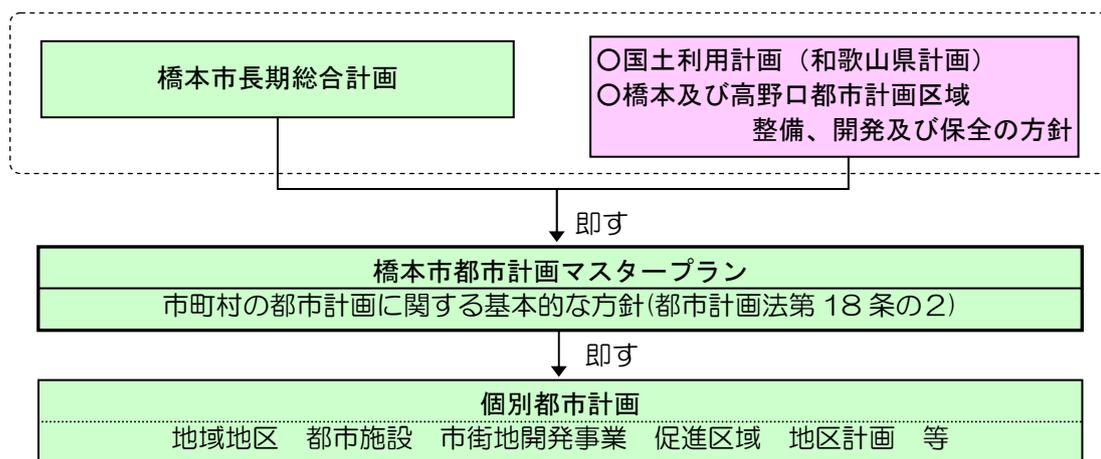
このような状況を踏まえ、旧橋本市と旧高野口町からなる新たな橋本市を対象に、都市計画マスタープランの改定を行うものです。

■ 位置づけ

都市計画マスタープランは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第 18 条の 2）」として、「橋本市長期総合計画（平成 20 年 3 月）」、「国土利用計画（和歌山県計画）平成 21 年 3 月」「橋本及び高野口都市計画区域整備、開発及び保全の方針（平成 16 年 5 月）」に即して定めるものです。

また、市が定める都市計画は、都市計画マスタープランに即し定めることとなります。

都市計画マスタープランの位置づけ



■ 計画対象区域及び目標年次

計画対象区域は本市全域とします。目標年次は平成 25 年を基準年次とし、概ね 20 年後を展望しつつ、10 年後の平成 34 年とします。

橋本市が目指す都市づくり

■ まちづくりの基本理念と将来像

橋本市長期総合計画では、まちづくりの基本理念と将来像を以下のように定めており、都市計画マスタープランにおいても、これに即して都市づくりの実現を目指します。

まちづくりの基本理念
～ひと・自然・歴史を活かし豊かさを高めるまちづくり～

- 人々が生き生きとくらし、働き、学ぶこと
- まちの緑や水が輝き、個性ある風土が培われること
- 地域に伝わる歴史や文化が大切にされ、未来に継承されること

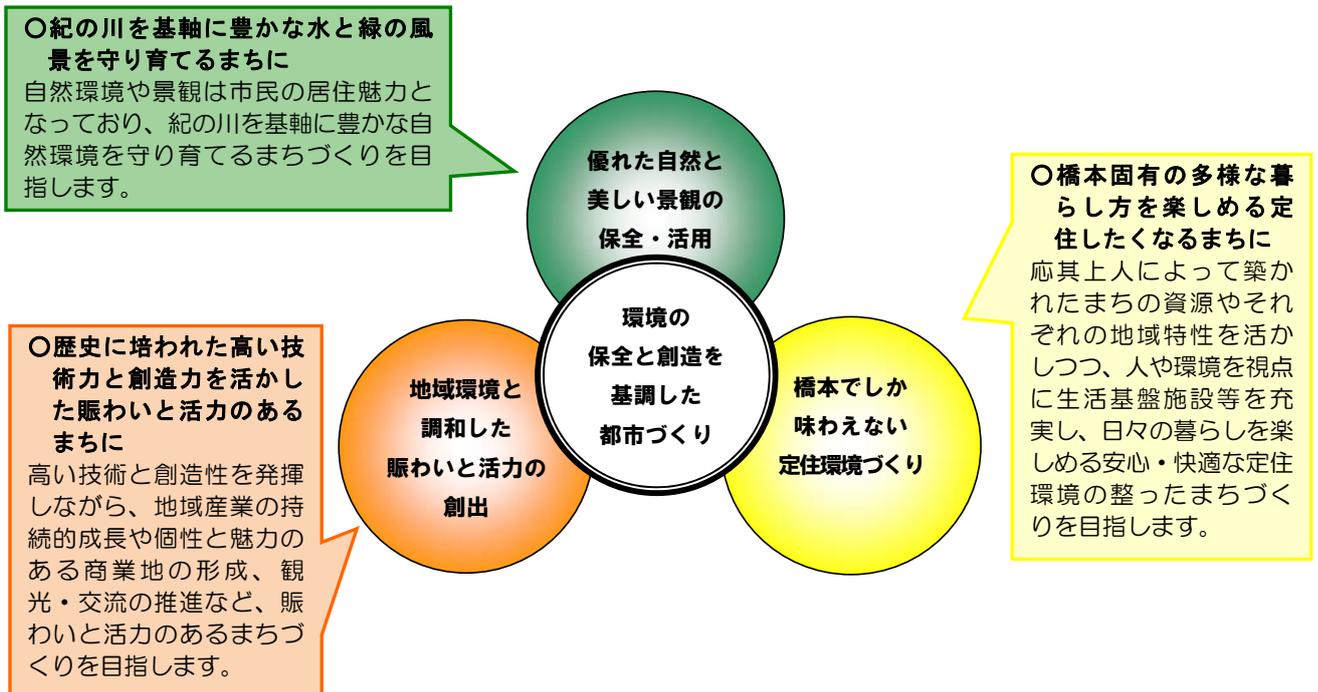


橋本市の将来像

とき
時間ゆたかに流れ 暮らし潤う創造都市 橋本

■ 橋本らしい都市づくりの目標

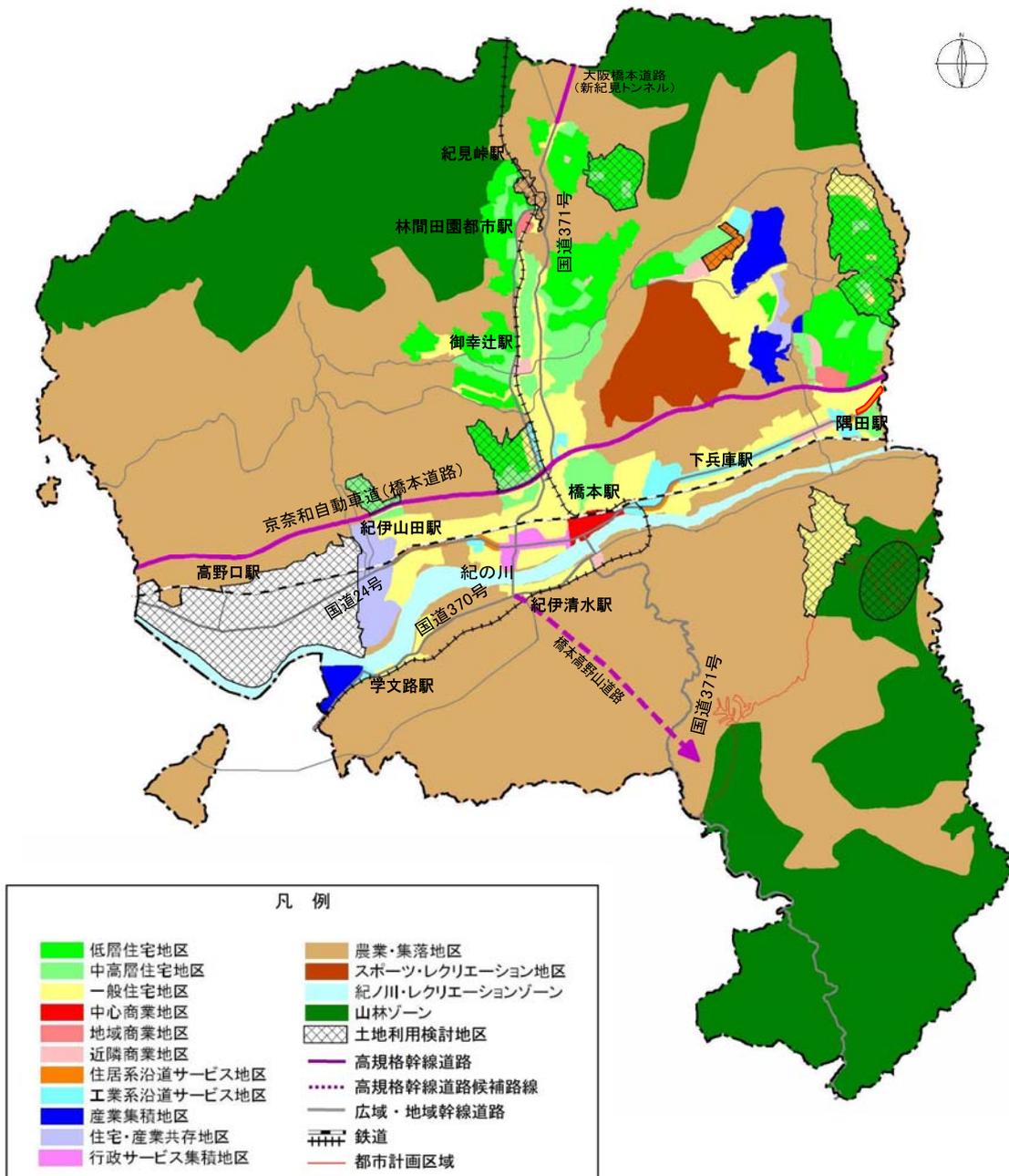
本市の都市づくりにおいては、こうしたかけがえのない環境の保全と創造を基調に、優れた自然と美しい景観の保全と活用、地域環境と調和した賑わいと活力の創出、さらには橋本でしか味わえない多様な暮らし方や楽しみ方ができる定住環境づくりを目指していきます。



全体構想

■土地利用の方針

- 市街地については、無秩序な市街地の拡散の抑制を基本としつつ、住宅地、商業地、工業地、沿道サービス地等のバランスのとれた市街地を形成します。住宅開発地の未利用地については、本市の持続的発展を目指し、産業用地などとしての活用を図るなど、土地の有効活用を促進します。なお、橋本地域においては、目標とする土地利用と現況土地利用が乖離する地区について、適正な見直しを行います。また、高野口地域については、用途地域等の指定を図り、土地利用や建築活動を適正に規制・誘導します。
- 市街地外においては、農林業的土地利用を基本とし、無秩序な宅地系土地利用を抑制します。一方、集落地の活性化を図るため、農地や森林を保全しつつ、必要に応じて土地の有効利用に努めます。



■ 道路・交通の方針

観光交流や物流効率などを高める広域幹線道路等の充実とともに、市民と協力しながら、安全・安心な生活道路の確保に努めます。

また、高齢社会や環境負荷の軽減などに対応するため、人や環境の視点に立った交通環境の整備とともに、定住化を促進するため、通勤・通学に便利な公共交通サービスの向上に努めます。

■ 水と緑の方針

本市の居住魅力である自然環境や水辺環境の保全・活用を図ります。また、市民の憩いの場や地域の交流の場となる公園・緑地の充実、市民主体の緑化活動を促進します。

さらに、公共下水道等の整備による生活環境や河川水質等の向上、うるおいのある河川環境の創出など、水と緑豊かな都市環境を市民とともに守り育てていきます。

■ その他公共施設の方針

すべての市民が安心して利用できるよう公共施設のバリアフリー化を推進します。

また、幅広い世代の居住を促進するため、保健福祉施設や教育施設、生涯学習施設の充実とともに、産業振興の拠点施設の整備を検討します。さらに、快適で安心した市民生活を支えるごみ処理場や消防施設などの生活環境施設の充実に努めます。

■ 都市景観形成の方針

優れた自然景観や個性ある歴史的景観の保全・創出とともに、市民・事業者等の協力のもと、商業地、工業地、住宅地、幹線道路沿道などにおける良好な都市景観の創出に努めます。また、公共施設については、都市基盤整備等と併せた景観整備により、本市の景観形成を先導していきます。こうした景観まちづくりを総合的に推進していくため、景観法の活用を検討していきます。

■ 地域環境の保全と活用の方針

自然や歴史性豊かな地域環境を守り育てるため、森林、農地とともに歴史的資源の保全と活用に努めます。また、市民と協力しながら、これら地域資源を活かした観光まちづくりや環境負荷の少ないまちづくりを推進します。

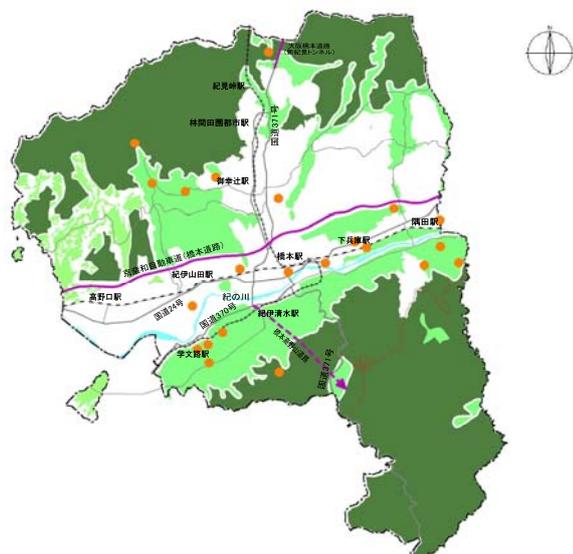
凡 例	
	森林資源の保全と活用
	農地の保全と活用
	観光・文化資源の保全と活用
	高規格幹線道路
	高規格幹線道路候補路線
	広域・地域幹線道路
	鉄道
	都市計画区域

■ 市街地・住宅地の方針

日常の買い物の利便性やショッピングが楽しめる魅力ある商業地の形成とともに、駅周辺などで商業機能を集積するため、大規模小売店舗立地の適正な規制・誘導に努めます。また、若者などの雇用の場を確保するため、企業立地と企業誘致を推進するとともに、行政サービスの利便性を向上させるため、シビックゾーンの充実に努めます。さらに、定住化の促進と若い世代の転入促進を図るため、良好な住環境の維持・向上とともに、住宅・宅地の供給や郊外型住宅団地の再生、市営住宅の適切な管理などに努めます。

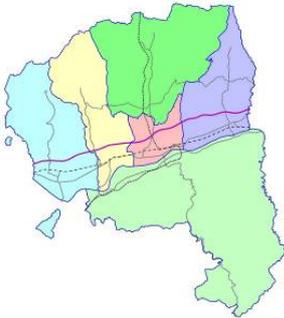
■ 都市防災の方針

災害に強いまちづくりによる安全で安心な市民生活を確保するため、地域防災計画に基づき、治山・治水対策や安全な市街地の形成に努めるとともに、防災施設・設備の充実、ライフラインの確保などに努めます。また、災害時における被害拡大を抑制するため、地域における防災活動の強化に努めます。



地域別構想

橋本地域



■地域の将来像

“個性と魅力の創出による賑わいのある地域づくり”

■地域づくりの目標

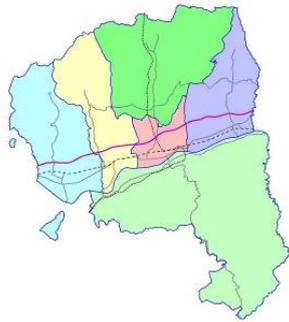
- ①中心拠点における賑わいと利便性の高いまちづくり
- ②地域特性を活かしたまちづくり
- ③安全で快適な暮らしが確保されたまちづくり



500 0 500 1000 1500m

凡例	
低層住宅地区	高規格幹線道路
中高層住宅地区	高規格幹線道路候補路線
一般住宅地区	広域・地域幹線道路
中心商業地区	市内幹線道路
地域商業地区	鉄道
近隣商業地区	都市計画公園
住居系沿道サービス地区	供用済み
工業系沿道サービス地区	未供用
産業集積地区	都市計画区域
住宅・産業共存地区	
行政サービス地区	
農業・集落地区	
スポーツ・レクリエーション地区	
紀ノ川・レクリエーションゾーン	
山林ゾーン	
土地利用検討地区	

岸上・山田地域

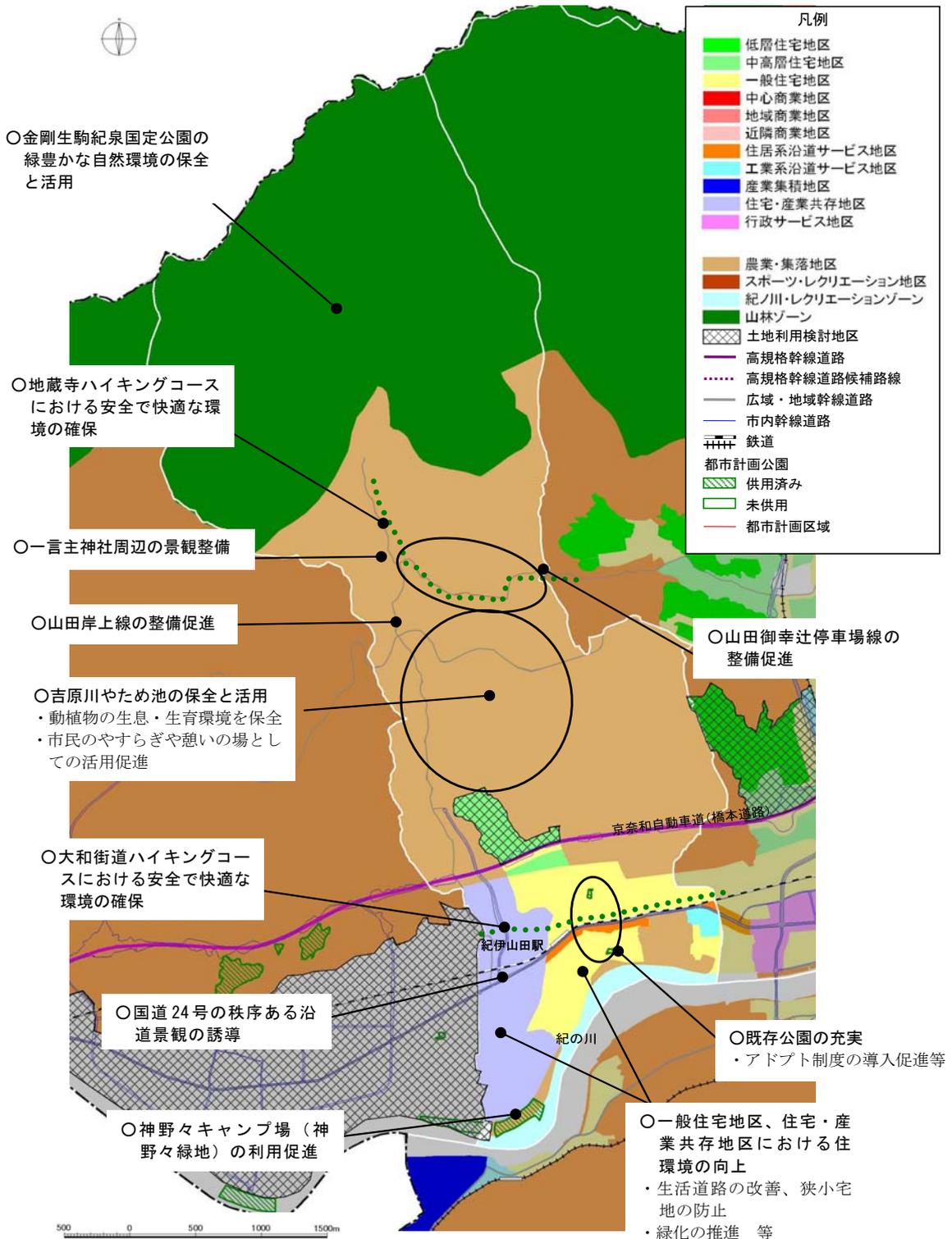


■地域の将来像

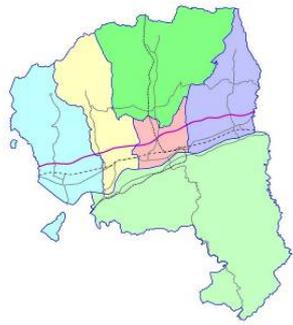
“豊かな自然や歴史文化と水辺にうるおう地域づくり”

■地域づくりの目標

- ①水と緑、歴史文化を守り育てるまちづくり
- ②安全で快適な暮らしが確保されたまちづくり



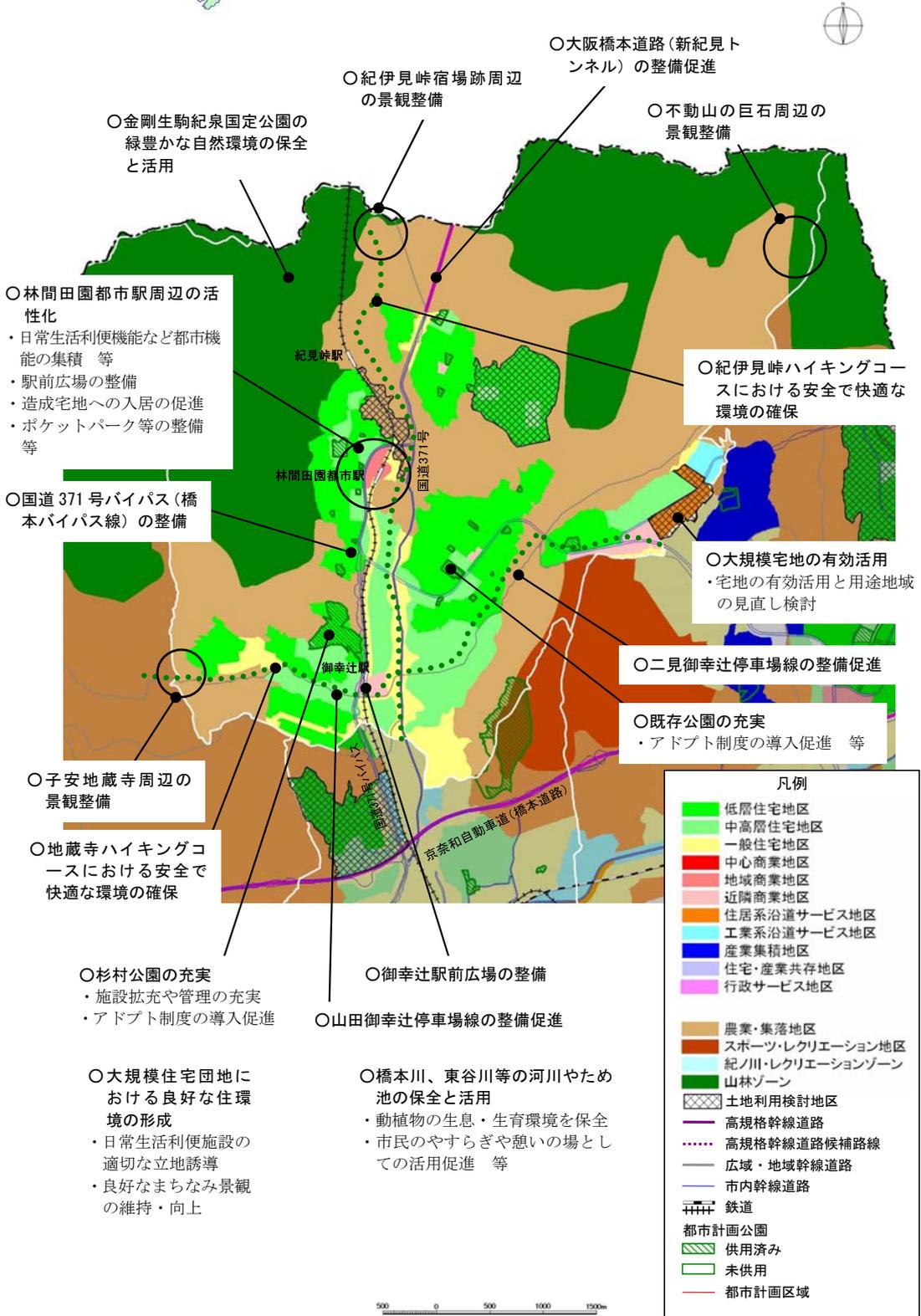
紀見地域



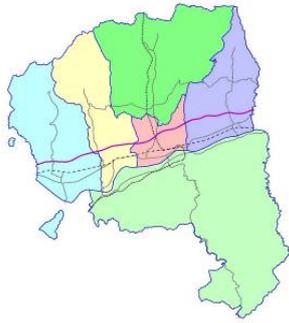
■地域の将来像
 “自然や歴史を居住魅力とした利便性の高い地域づくり”

■地域づくりの目標

- ①地域拠点における魅力と利便性の高いまちづくり
- ②自然や歴史文化、交流を居住魅力としたまちづくり
- ③安全で快適な暮らしが確保されたまちづくり



隅田地域

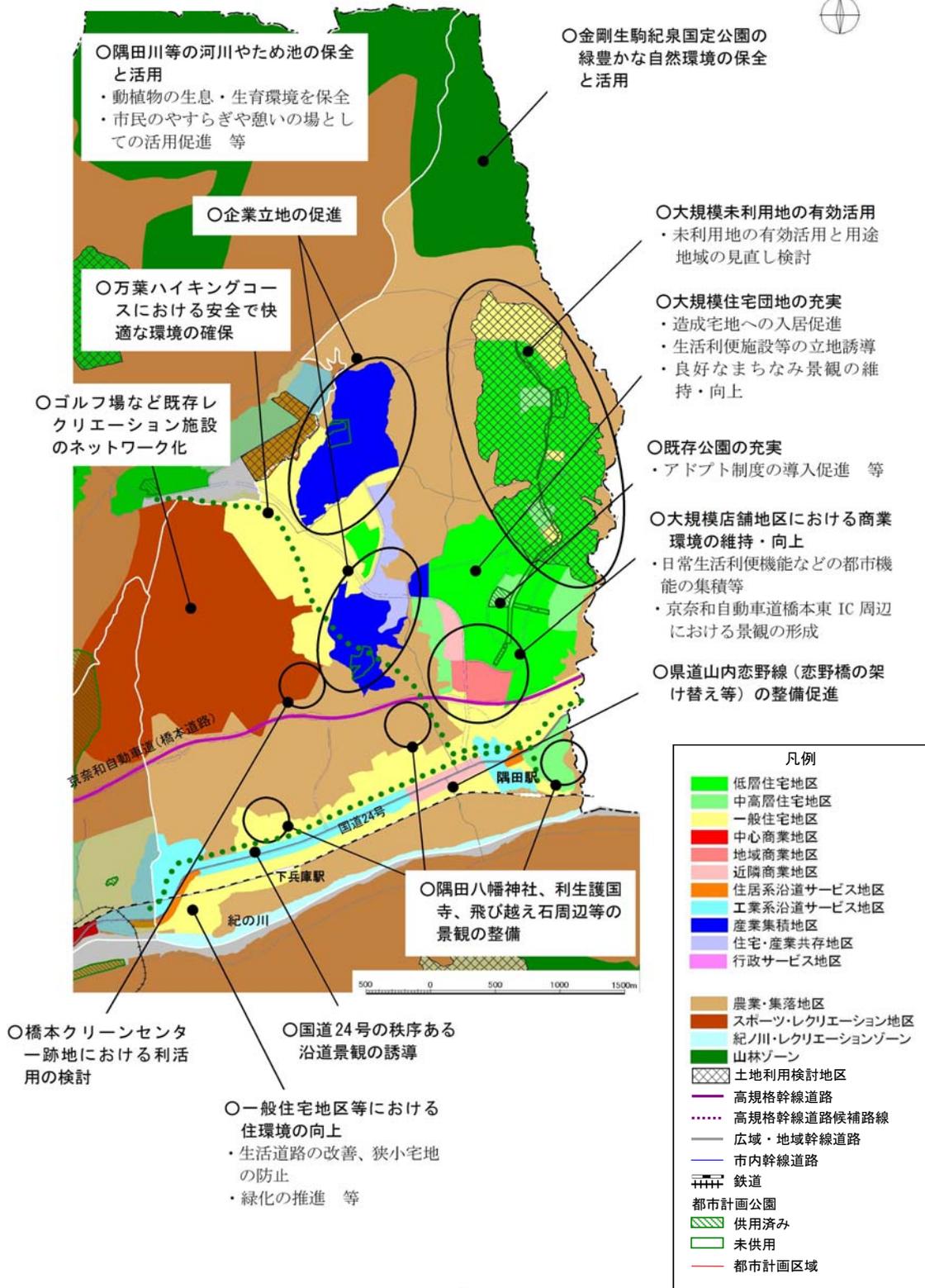


■地域の将来像

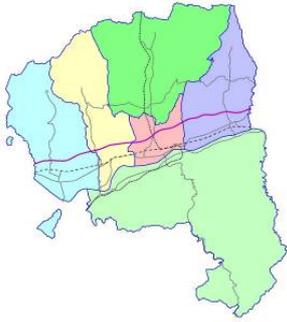
“居住と産業が共存する職住近接の地域づくり”

■地域づくりの目標

- ①地域拠点や産業拠点における魅力と活力のあるまちづくり
- ②自然や観光・スポーツレクリエーション施設に親しむまちづくり
- ③安全で快適な暮らしが確保されたまちづくり



恋野・学文路地域

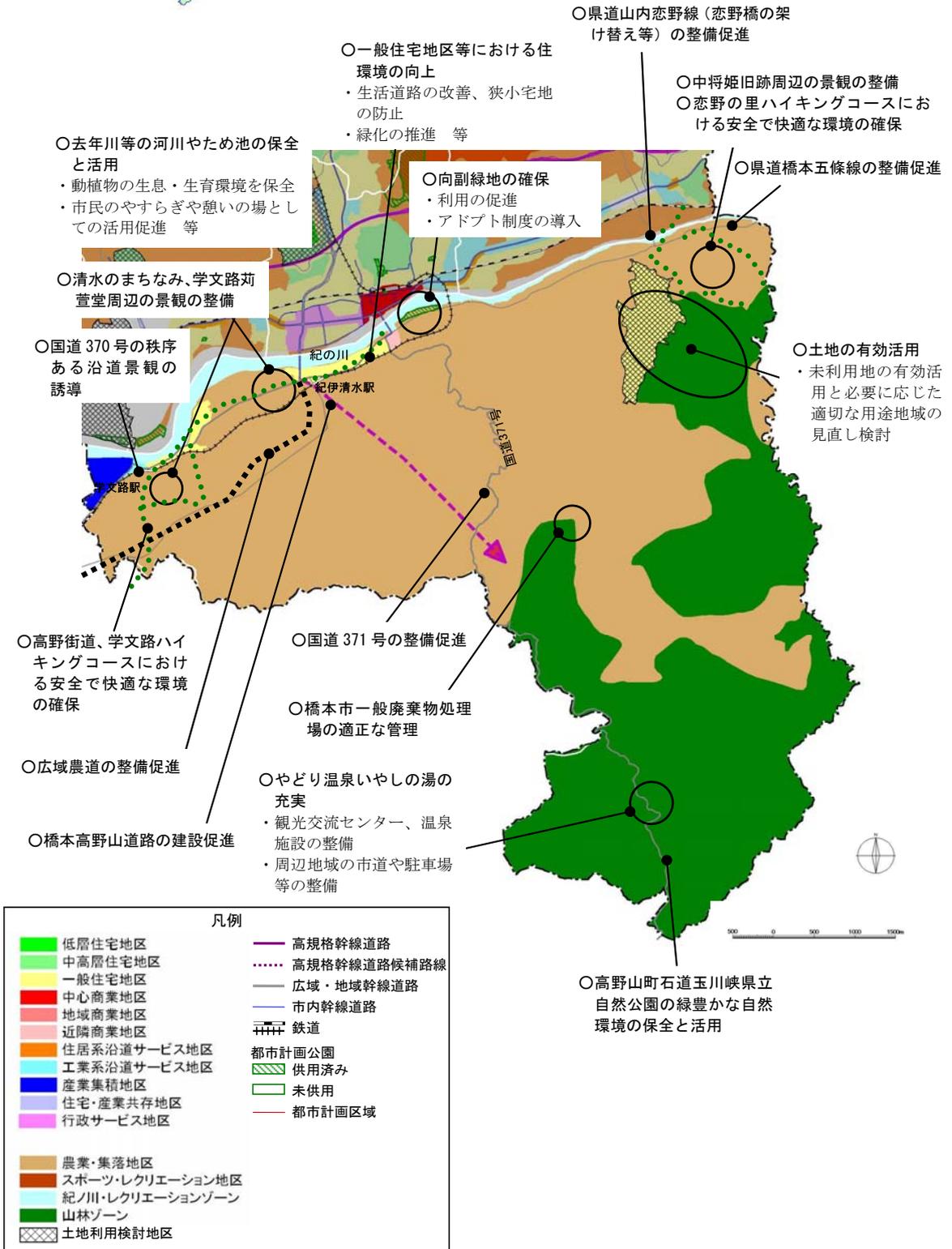


■地域の将来像

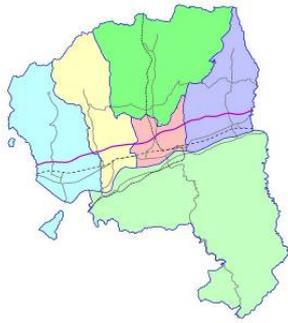
“観光交流と産業による活力のある地域づくり”

■地域づくりの目標

- ①観光拠点の形成等における交流と活力のあるまちづくり
- ②自然や歴史文化を守り育てるまちづくり
- ③安全で快適な暮らしが確保されたまちづくり



高野口地域



■地域の将来像

“豊かな歴史風土に培われた個性と魅力ある地域づくり”

■地域づくりの目標

- ①地域拠点における魅力と利便性の高いまちづくり
- ②自然や歴史文化を活かしたまちづくり
- ③安全で快適な暮らしが確保されたまちづくり

○金剛生駒紀泉国定公園の
緑豊かな自然環境の保全
と活用

○田原川等の河川やため池の保全
と活用
・動植物の生息・生育環境を保全
・市民のやすらぎや憩いの場とし
ての活用促進 等

○橋本周辺広域ごみ処理場
の利活用
・温浴施設「紀望の里」周辺
の利活用の検討

○大和街道ハイキングコー
スにおける安全で快適な
環境の確保

○高野口駅周辺市街地の活性
化、緑化の推進
・生活利便機能、居住機能など
の都市機能の集積
・葛城館、高野口小学校など歴
史資源の保全・活用
・ポケットパーク等の整備

○産業文化会館の充実

○高野口公園、住吉運動公
園の充実
・施設拡充や管理の充実
・アドプト制度の導入促進

○名古屋廃寺跡周辺の
景観の整備

○計画的な土地利用の規制・誘導
・住環境の向上
・生活道路の改善、狭小地地の防止
・緑化の推進 等

○国道 24 号の整備
・計画的な沿道土地利用の誘導
・秩序ある景観の誘導



凡例	
■	低層住宅地区
■	中高層住宅地区
■	一般住宅地区
■	中心商業地区
■	地域商業地区
■	近隣商業地区
■	住居系沿道サービス地区
■	工業系沿道サービス地区
■	産業集積地区
■	住宅・産業共存地区
■	行政サービス地区
■	農業・集落地区
■	スポーツ・レクリエーション地区
■	紀ノ川・レクリエーションゾーン
■	山林ゾーン
■	土地利用検討地区
—	高規格幹線道路
- - -	高規格幹線道路候補路線
—	広域・地域幹線道路
—	市内幹線道路
—	鉄道
■	都市計画公園
■	供用済み
■	未供用
—	都市計画区域

実現化に向けて

《地区のまちづくり構想の段階的な進め方》

■ 協働のまちづくりの推進

(1) 協働のまちづくりの必要性

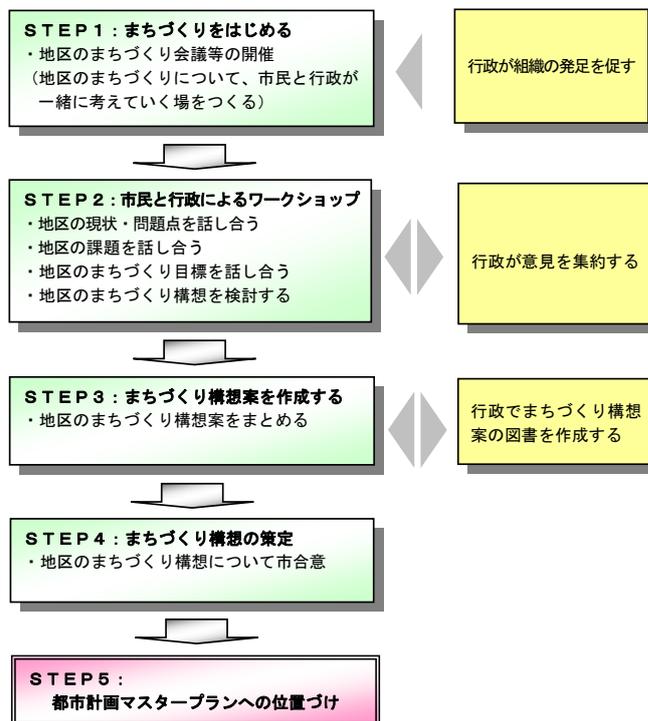
今後のまちづくりにあたっては、「橋本市協働の基本方針」に基づき、市民参画をより一層促進していくとともに、都市計画に関する情報の提供により、地域のニーズを的確に把握しながら、市民・事業者・行政の参画と協働によるまちづくりを積極的に推進していくことが必要です。

(2) 協働のまちづくりの推進方策

庁内の横断的な組織づくりを行い、進行管理体制の更なる充実に努めます。また、市民との継続的な意見交換の機会の創出、地域での活動の中心となるまちづくり団体等との連携に努めます。

(3) 協働のまちづくりの実践

協働のまちづくりの実現化に向けては、地域別構想に基づき、地区レベルでの右図のような段階的な進め方を基本に、それぞれの地域の実情に合った活動の展開を推進していくことが必要です。



■ 効率的、効果的なまちづくり事業の推進

(1) まちづくり事業・制度の活用

市民の意向を把握しながら、費用対効果及び地域投資のバランス等に配慮しつつ、事業の優先順位を慎重に検討し、まちづくり事業を計画的に進めていきます。なお、事業の実施にあたっては、国・県における事業・制度等の活用を図るため、関係機関への協力を要請します。

また、地域の自主的なルールによる誘導手法を積極的に活用していきます。

(2) 広域連携の推進

国、県、近隣自治体等との連携を密にして、まちづくりの効果的な推進が図れるよう、より一層の協力体制の構築に努めます。

■ 都市計画マスタープランの適切な進行管理

(1) PDCA サイクルの活用

都市計画マスタープランの実現にあたっては、庁内関係部局との連携を強化しつつ、『PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価・検証）、ACTION（改善）』のPDCAのサイクルを活用して事業・施策の適切な進行に努めます。

(2) 都市計画マスタープランの見直し

橋本市長期総合計画と連動した見直しを原則とし、本市を取り巻く社会情勢の変化、人口、土地利用動向の変化などに対応し、必要に応じて適宜見直しを行います。